

令和 8 年 5 月
国土交通省 国土技術政策総合研究所

港湾情報処理システム等の機能提供業務 民間競争入札実施要項および契約の変更

1 業務概要について

ア 対象システムの概要

港湾・空港工事に係る事務を円滑かつ適切に処理するため、国土交通省行政情報システム管理運営規則に基づき、港湾情報処理システム等の整備、管理及び運営を行っている。港湾情報処理システム等とは、当省、国土技術総合政策研究所（横須賀）、地方整備局等の港湾空港部門を情報通信ネットワーク（港湾WAN）で繋ぎ、港湾整備事業支援統合情報システム（港湾CAL S）と空港施設CAL Sシステム（空港施設CAL S）を全国一様に利用可能とするシステムである。

（ア）港湾整備事業支援統合情報システム（港湾CAL S）

港湾施設のライフサイクル全体（計画、調査、設計、積算、発注、施工、維持管理）の各種情報等を電子化し、最新の情報技術を利用して連携・共有していくシステム。

（イ）空港施設CAL Sシステム（空港施設CAL S）

空港施設に係る整備や維持管理等の情報を電子化し、全空港の施設管理者（国/地方/会社/民間委託）が閲覧・登録可能なデータベース。

イ 対象業務の内容

本業務は、港湾情報処理システム等を構成する関連機器（サーバ、ネットワーク機器、端末機等）の運用・保守並びにシステム機器の更新（撤去含む）及び設定を行うものである。

（ア）システム運用業務

受注者は、別添「港湾情報処理システム等の機能提供業務特記仕様書」に示すサーバ、ネットワーク機器、端末機器および貸与品で構成される港湾情報処理システムの運用・保守及び国土技術総合政策研究所（横須賀）職員を対象としたヘルプデスク業務を行うものとする。

（イ）システム機器の更新（撤去含む）及び設定

システムの安定的かつ円滑な運用に必要となるシステム・ネットワーク関連機器について、別添「港湾情報処理システム等の機能提供業務特記仕様書」に示す対象のサーバ及びネットワーク機器の更新及び設定を行うものとする。

ウ 対象業務の事業期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）【市場化テスト1期目】

2 実施要項・契約変更に至る経緯

以下の要因により、移設作業の追加並びに更新対象機器の維持費が増えることから、契約変更を行うものである。

ア 中部地方整備局移転に伴い、当該整備局に設置している機器を移設することになったため。（新規に発生した変更）

（【資料C-1】別表-3のS4（P21/47）、
別表-4のN27, N41, N52（P31/47））

イ Windowsのサポートが終了し、あわせてサーバ機器等の耐用年数経過により故障リスクが増大することから、国土技術政策総合研究所（横須賀）内のサーバ機器等の更新を実施する。（当初契約時から想定されていた変更）

（【資料C-1】別表-3のS17～S20（P21,26,27/47）、
別表-4のN8～N9, N15～N17（P31,38,39,41/47））

3 実施要項変更・契約変更の主な内容

- ・中部地方整備局の機器移転費用に伴う増額
- ・国土技術政策総合研究所（横須賀）内のサーバ機器等の更新に伴う増額

4 契約変更の時期

令和9年3月を予定

5 契約金額の変更

2ヶ年（令和8～9年度）で6000万円程度の増額を見込んでいるが、具体的な金額については、官民競争入札等監理委員会での承認後、民間委託事業者との交渉において決するものとする。

以上